

姫監公表第13号

令和5年12月18日

姫路市監査委員	三輪	徹
同	芝野	稔
同	有馬	剛朗
同	重田	一政

## 令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記監査を行ったので、  
同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

1 総務局定期監査結果報告書

2 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書

# 令和5年度 総務局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

## 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

### (2) 監査の対象

総務局

総務部 行政管理課、職員倫理課、法制課、行政経営課

職員部 人事課、研修厚生センター

### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年9月4日から同年10月12日まで

## 2 監査の結果

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。